

ストリートダンス・ブレイキンで知っておきたい法律(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは弁護士の山上祥吾です。

2024年のパリオリンピックでは、ブレイクダンス、ブレイキンが種目として採用され、日本選手も金メダルを取るなど、非常に盛り上がりました。

実は、私は、スケートボードだけでなく、ブレイクダンスも趣味でやっています、パリオリンピックも本当に楽しく見っていました。

ところで、このブレイキンをご覧になった方はお分かりかと思いますが、ダンスにはバトルという、対面で交代で踊って、どちらのダンスが良かったのかを競うという文化があります。

このダンスバトルなんですが、もちろん、体の接触は禁止です。ダンスをしていて、対戦相手の体に接触してしまったら、減点や失格ということもありえます。

ただ、例えばブレイキンのパワームーブを見ていただければ分かるかと思いますが、体全体を使って回転して、大きく動きますので、あまり上手ではないうちには、他の人に当たってしまって、その人に怪我をさせてしまう、ということがあるかもしれません。

そして、例えば、ダンスをしていて、他の人にうっかり、すなわち過失で怪我をさせてしまった場合には、民事上の損害賠償責任が発生する可能性があります。

また、例えば、極端な例ですが、ものすごく人が密集しているような場所で突然パワームーブをするなど、非常に危ない態様でそういったダンスをして、他人に酷い怪我を負わせてしまったような場合には、刑法の過失傷害罪(刑法209条)、わざとそういう行為をしたと判断されると傷害罪(刑法204条)という罪に該当して、刑事事件になってしまうという可能性もあります。

さらに、ダンスバトルですから挑発もあると思うんですが、相手から挑発されて、怒って相手を殴ってしまった、というような場合にも、民事の賠償だけでなく、暴行罪(刑法208条)や、怪我をさせたら傷害罪(204条)という罪になってしまい、今は動画で証拠がすぐ取られますので、暴行罪や傷害罪の場合には即逮捕ということもありえます。ですので、当然なのですが、ダンスバトルでは冷静になることも必要だと思います。

ちなみに、傷害罪は15年以下の懲役又は50万円以下の罰金、暴行罪は2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料となっています。

ところで、ストリートダンス、という言葉があるように、路上でダンスの練習をするのは何か問題があるだろうか、というのも気になります。ここでは、「歩行者」ではないという前提でお話致します。

この点は、道路交通法76条に興味深い条文がありまして、道路交通法76条4項2号に、禁止行為として、「道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。」という条文があります。そもそも、ダンスが、「寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。」に当たるのか、という問題はありますが、状況によってはこれに当たる可能性はあるのではないかと思います。とくに、ブレイキンは、動作としては、寝そべったり、すわったり、しゃがんだり、立ち止まったりしますね。

もっとも、いずれにせよ、「交通の妨害となるような方法で」と書かれていますので、交通の妨害とならなければ、この禁止行為には当たらない、ということになります。

また、同じ道路交通法の76条4項3号では、「交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。」が禁止されています。

スケートボードは、ここで言うローラー・スケートに当たると裁判例で明確に解釈されていますが、ダンスがここで言う球技やローラー・スケートに類する行為と言えるかという、これは正直微妙かと思えます。

しかし、常識的に考えて、車が実際に沢山走っているところでダンスをしたら、これは今お伝えした2号か3号に当たるのではないかと思います。

ところで、TM ネットワークのゲットワイルドという歌の歌詞にそんな状況が出てくるのですが、私は昔から、危ないなあと思っていました。

なお、道路交通法において、「道路」という場合、車道も歩道も含まれます。

そして、先ほどの「交通のひんぱんな道路」かどうかは、最終的には裁判所が決めることになりますが、ケースバイケースとなります。

そのため、警察や検察も、誰が見ても「ひんぱん」と言えるような場合で、とくに、何回も注意してから検挙しているのではないかと思います。

罰則としては、道路交通法120条によって、5万円以下の罰金となっております。

以上と異なり、路上で、ダンスのパフォーマンスをするのはどうでしょうか。

この点は、道路交通法77条1項4号で、「道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者」は、所轄の警察署長の許可を受けなければならない、と定められています。

そして、例えば、東京都の場合には、東京都道路交通規則18条において、警察署長の許可を受けなければならない行為として、

(1) 道路において、祭礼行事、記念行事、式典、競技会、仮装行列、パレード、街頭行進その他これらに類する催し物をする事。

(6) 演説、演芸、奏楽、放送、映写その他の方法により、道路に人寄せをすること。

が定められています。

そのため、ダンスのパフォーマンスを道路上で行うためには、ここでいう催し物や、演芸での道路への人寄せに当たるものとして、所轄警察署長の許可を得る必要があると考えます。

なお、この77条1項の規定に違反した場合には、道路交通法119条2項7号により、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金とされています。

また、注意しないといけないのは、例えば、道路ではなく、道路交通法の規制がないところでも、その場所の管理権者によってダンスが禁止されている場所もありますので、もちろん、そういうところでダンスをすることはできません。ですので、ダンスができる場所がありましたら、そういうところはルールやマナーを守って、禁止されないようにすることが必要かと思います。

また、ダンスのためにスピーカーで大音量を流すという行為については、騒音の規制の問題があります。

例えば、東京都には「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」というものがありまして、その133条には、「何人も、夜間(午後八時から翌日の午前六時までの間をいう。)においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。」と書かれています。

また、136条は、条例に書かれている規制基準を超える騒音をさせてはならないとも書かれています。

そして、この違反にも、最終的には罰則があります。

弁護士である私の立場としては、ダンスで怪我をしたり、怪我をさせてしまうことが心配でしたら、保険に入ることも検討に値するかと思います。

また、ダンスの練習は、スタジオや、ダンスが禁止されていない場所でやった方が無難かなと思います。

それでは、今回も最後までご覧いただきましてありがとうございました。